

教師教育における「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」のカリキュラム開発研究（7）

— 「留意点」にみる課題と方策（2） —

Developing Lessons for "Teaching Method of Special Activities and Integrated Studies"
in Teacher Education (7)

— The Issues and Solutions of the Points to Note (2) —

柴崎直人

SHIBAZAKI Naoto

[キーワード Keyword] 特別活動、総合的な学習（探求）の時間、アクティブラーニング型授業、留意点
[所 属 Institution] (岐阜大学教職大学院) Gifu University, Graduate School for the Teaching Profession
[要 旨 Abstract] 特別活動と総合的な学習の時間について、2つの領域の学びを1つの活動として実施するアクティブラーニング型の授業のカリキュラムを開発して試行し、教師を目指す大学生に対してグループごとに特別活動の遠足計画と総合的な学習の時間の単元における学習指導案を作成する学習活動を行わせ、そこで得られた学習成果物としての計画表と学習指導案からそれぞれ22項目の「教員の留意する点」を抽出した。本稿ではその内12項目について記述内容を検討し、開発した授業における指導上の課題と方策について考察した。その結果として、(1) 社会通念と大学生の観念の乖離への指導、(2) 確かな知識と技能の獲得への指導、(3) 学習活動の価値づけに関する指導、(4) 児童生徒による自治的取り組みに関する指導、(5) 理想と現実のギャップを自覚させる指導、(6) 計画と実際の差異の存在を気付かせる指導、(7) 活動の目標と評価の重要性に気付かせる指導、の7種の指導内容を手掛かりとした学生への指導に関する課題と指導の方策を示すことができた。

はじめに

岐阜大学においては平成30(2018)年度教職課程認定基準の公表と教職課程コアカリキュラムの策定が行われ、それに伴い授業科目「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」のカリキュラムが開発された(柴崎2018)。その試行において得られた、アクティブラーニング型の授業から得られた成果物の内容を手掛かりとしてこれまで指導上の留意点等について検討してきた。その中でも特に特別活動に関する遠足の計画表に示される「教員の留意する点」の記述は、記述量の多さと多岐にわたる内容が見られた。前稿この「教員の留意する点」(以下「留意点」)における分類項目とその記述内容を詳細に検討することを通して、開発した授業における指導上の課題と指導の方策について知見を得ることを試みた。前稿(柴崎直人,2021,pp.117-126)では、次の10項目の検討から指導上の課題と方

策について考察した。

- a. 集合・点呼に関する記述(76)
- b. はじめの会の実施(7)
- c. 時間に関する指導(14)
- d. 天候に関する指導(2)
- e. 交通事情への言及(29)
- f. 周囲の迷惑への配慮(集合・移動時)(37)
- g. 周囲の迷惑への配慮(活動時)(7)
- h. 生徒の健康への配慮(25)
- i. 生徒の安全への配慮(移動時)(8)
- j. 生徒の安全への配慮(活動時)(18)

※()内の数値は学生の記述から得られた項目数(以下同じ)。

その検討の結果として、次の9種の指導上の課題及び方策が得られている。

- (1) 遠足の本質への気づきにつながる学生への指導

- (2) 遠足の本質への気づきと「はじめの会」の指導
 - (3) 一定以上の規模の集団の引率に関する指導
 - (4) 不確定要素を折り込んだ計画に関する指導
 - (5) 学生にとって身近な活動を用いる指導
 - (6) 教師教育の授業における効果的な指導
 - (7) 実地踏査の重要性に気付かせる指導
 - (8) 社会生活に直結する学習内容を用いた指導
 - (9) 児童生徒による自主的・実践的な活動の指導
- そして本稿においては留意点についての全 22 の分類項目のうち、残る 12 項目に注目して検討をおこなうものとする。なお、残りの 12 項目は次の通りである。
- k. 生徒への指示 (集合・移動関連) (13)
 - l. 生徒への指示 (活動関連) (54)
 - m. 引率教員の引率方法・計画 (30)
 - n. 引率教員の配置 (19)
 - o. 引率教員の活動 (36)
 - p. 養護教諭関連 (3)
 - q. 食事の配慮 (アレルギー、ゴミ等) (22)
 - r. トイレ (5)
 - s. 記念撮影 (3)
 - t. おわりの会の実施 (4)
 - u. 解散後の配慮 (10)
 - v. マナー・エチケット等の記述 (19)

1. 記述内容の検討

- (1) 生徒への指示 (集合・移動関連) (13)
- 生徒への指示に関する留意点については、次のように大きく 2 点に分けることができる。
- 話を聞く態度に関するもの
 - 公共交通機関利用の事前指導に関するもの
- ①話を聞く態度
- 他者の発する情報を的確に受信するための留意点について、次のような記述が示されている。
- 「静かに話を聞くように指導する」
- 「聞く姿勢を注意」
- 教師などの情報発信者に対しては、静かな状態で情報を受信することと同時に、児童生徒における聞く時の意識と態度について、「姿勢」という語を用いて表記している。これは身体的に望まれる「姿としての構え」を意味すると同時に、精神的な「心としての構え」、つまり心構えについても同時に言及していると捉えることができよう。いくなれば「傾聴」の気づきを促す指導上の留意点が示されたといえる。

②公共交通機関利用の事前指導に関するもの

こちらについては、遠足に用いる公共交通機関の種類に関する指導と、その利用開始時に関する指導について示されている。種類に関する指導は、その利用を限定する指示が目玉を引く。

「使用する路線は地下鉄を利用するよう声掛ける」

これは都市部において様々な交通手段が考えられる中で、特に地下鉄に限定することを意図している。その意図に関する明確な記述は見られないが、乗り換え時における天候の影響を勘案したものと推察される。このように利用する交通機関を教師側からの働きかけによってある程度限定することにより、天候の急変への対応や他の乗客との予期せぬトラブルの回避といったような、教師が意図する遠足の安全性の向上が見込めるものと思われる。

また、地下鉄を含む乗車券を用いる公共交通機関を利用する際の留意点として、次のようなものも示されている。

「切符を事前に買って置く」

「切符は班長が代表で買う」

乗車券の購入については、その行為自体が学びの活動と捉えることも可能である。特に小学生及び中学生においては、自身のみで乗車券を購入し、乗車し、目的地で下車するという体験を持たない者の存在も想定できる。そのような者が顕著な学級や学年の活動においては、乗車券を利用しての上下車という行為自体を貴重な学びの機会と捉えて体験活動として行程に組み込むことも望まれるであろう。しかしながら、それが利用者の多い都市部の駅など、他の利用者への迷惑となる事態を招くようなことがあっては望ましくないと思われる。自身で乗車券を購入するような機会は、班ごとの活動時や自由行動時など、少人数での活動時に行わせることにより、このような迷惑行為の発生を避けることができよう。

そして、一定規模の集団をもって公共交通機関を利用する際には、上記のように事前に購入しておくことや、小グループごとにまとめて購入する、といった工夫を用いることで、想定される問題を回避することができるという学びを、児童生徒に提供することが可能となるだろう。

なお、「生徒への指示」の留意点のなかにも集合時刻と点呼のタイミングに関する記述は見られなかった。

現実的な旅行(遠足)・集団宿泊的行事の実施においては、集合時刻の徹底が一般的に行われているはずであるが、ここでも「5分前集合」などの「時間を守る」

ための指導上の留意点は示されていない。このことは、学生における学校行事への意識が、「目的を持った学びの活動」というよりも、イベントとしての「楽しみ」に重点化されているということ、その一因に置くことが考えられる。現実社会における時間管理の通念と、大学生におけるそれとの乖離があるとすれば、教師教育においてそれについて認識させる必要が存在するであろう。

(2) 生徒への指示(活動関連)(54)

「留意点」の中で2番目に記述数が多かったのが、この「生徒の学習活動に関する指示」である。大きく分けて次の3つに分類できる。

- 事前学習に関するもの
- 小集団による活動に関するもの
- 活動時の振る舞いに関するもの

①事前学習に関するもの

「事前にしおり作りや調べ学習等で目的や見どころなどを確認させておく」

この指導は、児童生徒において学習活動を「他人事」から「自分事」へと変容させるために不可欠の営みである、これに当たっては、他の教科や領域の学習活動と意図的に連携を行い、それぞれの学習目標に沿って活動させつつも、同時に特別活動としての学びのねらいも果たせるようにすることが求められる。特に総合的な学習の時間の活用については、本開発の意図ともあいまってその重要性を指摘したい。その際には、総合的(高校では探求的)な学習の時間(以下「総合的学習」)の学びにおいてはその活動が探求的なものとなるような指示が、特別活動においては多様な他者と協働する活動の意義の理解や行動の仕方の学びを目指す諸活動が、それぞれ意図的に行われなければならない。

②小集団による活動に関するもの

「グループごとにまとまって行動するように指導する」

遠足における小集団の活動について、グループ分けを行ってしまえば、あとは児童生徒が自動的にグループとしてまとめ、当日もグループを単位として活動に取り組むであろう、と考えている大学生が少なくない。現実的にはグループを構成するメンバーの中での距離感の違いなどが存在し、それが活動に影響することも少なくない。グループの一員ではあるが、グループ活動には実質的には参加していなかったり、本人が意図するしないにかかわらず、グループから離れて活動するような者の出現も想定される。そのため、活動

当日に望ましいグループ活動を実践させるには、事前の活動においてもグループの相互理解や活動内容の検討を促進させる仕掛けが求められるであろう。

その意味でもこの「留意点」を踏まえては、大学生に対して「児童生徒における事前の学習活動とそのため教師側の理解と指導の重要性」について特に留意させることの重要性が伺える。

③活動時の振る舞いに関するもの

児童生徒における活動時の振る舞いについては、次の2つの内容が示されていた。

- 並び方に関するもの
- 話を聴く態度に関するもの

a. 並び方に関するもの

活動の開始時及び終了時、また移動時についての留意点として、この「並び方」に関する記述がなされている。

「並び方指導」

この記述をはじめとして、児童生徒がTPO(時・場所・場合)に応じて望まれる集団の在り様を変化させるという学習内容と、その指導の必要性が示されている。

この「並び方」については、列の構成やその密集度などによって引率者の指示の通りやすさが変化してしまい、情報の伝達に著しい低下を引き起こす可能性も含んでいることを大学生に認識させることが重要である。外見的に美しく並ぶことだけではなく、全体的な学習活動を円滑かつ効果的に実行していくための、ミクロかつ重要な学習活動であることを理解させるための指導が求められるであろう。

b. 話を聴く態度に関するもの

活動時においてもその留意点として、

「話を聴く態度に注意する」

といったような、「傾聴」に関する指導への言及が見られる。ただしこの場合の傾聴の対象は、教師など「ミウチ」の者ではなく、活動場所に行って初めて関わるようになるような、学校とは関係のない「ヨソ」の人物がその多くを占めているのが特徴である。その意味でも、学校における日常の態度が、一般社会における「望まれる態度」として許容されるか否かについて、事前に児童生徒に検討させるような指導も想定される。ここで指摘しておきたいのは、学校ではこう、学校の外ではこう、という「付け焼刃」的な指導の重要性ではない。生徒指導における「社会で許されない行為は、学校でも許されない」(文部科学省,2010,p.147)という生徒指導の基本原則を踏まえて、児童生徒における日

常的な言語的・非言語的な在り様や関わり方が、社会的に望まれているものに合致するか否かを検討させる指導が求められるであろう。

(3) 引率教員の引率方法・計画 (30)

望ましい指示を含めて、児童生徒を引率する教員においてはどのような方法が留意点として示されたのか、大きく分けて次の3つである。

○教員側の事前の準備に関するもの

○移動時の工夫に関するもの

○活動時の児童生徒の疑問への対応に関するもの

①教員側の事前の準備に関するもの

教員側においては事前のさまざまな準備が想定されるが、学生が示した中には

「教員同士ではスマートフォンで常に連絡がとれるようにしておく」

といったような、教員間の連携に関する具体的な方策に関するものが見られた。スマートフォンを携帯端末と捉えれば、これも教育現場におけるICT機器の活用という事も可能であろう。同様に、児童生徒間の連携に際してもスマートフォンの活用を示唆する記述も少なくない。これについては、スマートフォンが世に出た初期には遠足の計画の中でその使用を全面的に禁止する記述が見られたが、普及するにつれて使用を認める傾向が顕著となり、近年の計画内では場面や用途を限定したうえで、持参を容認する傾向がうかがえる。現代日本において日常一般のツールとなったICT携帯端末としてのスマートフォンの活用は、教員についても児童生徒についても、今後検討すべき課題と考えられる。

教員側の準備としてもう一つ示されたのが、

「教師側が事前に確かな知識をつける」

というものである。

携帯端末等で様々な情報に即時にアクセスが可能となった現代において、一見するとこれは不要にも見える。しかしながら遠足の目的地やそこでの活動およびその内容に関する関連知識を収集してこれを十分に検討しておくことは、引率者としては不可欠の営みであることはいうまでもない。またそれは総合的な学習の時間と特別活動におけるそれぞれの学びを一つの活動の中で融合的に行う上では、不可欠なものといえる。ある活動の中にさまざまな学習要素ともいべき学びの可能性を見だし、価値づけを行ったうえでそれらを統合するためには、事前に十分な知識を得たうえで、十全なる検討をおこなうことが不可欠である。よって

この「教師側が事前に確かな知識をつける」というのは、本開発の根幹を成す重要な留意点と言えよう。

なお、この類の「知識」に関連して学生が用いる言葉に「雑学」というものがある。それに意味や価値を見いださない者にとっては単なる雑多な知識の一つとして捉えられるのだろうが、児童生徒の学習活動に資する重要な知識を「雑学」と称するのは、教育者自身の教育の価値を自ら下げものとなりかねない。よってこの語を用いる学生に対しては、上述の内容をもって指導する必要があると思われる。

②移動時の工夫に関するもの

引率に際して、公共交通機関を利用する場合、特に安全面での配慮が求められるであろう。そのような領域の留意点として、次のようなものが示されている。

「車両をクラスごとに別々にする」

鉄道やバスといった閉鎖的空間を伴う移動手段では、自ずとその人員的な容量に限界がある。限界まで詰め込めばよいというわけもなく、その上限を想定する必要がある。ここでは「クラスごとに」とあるが、用いる交通機関の容量に応じた配置について、事前に十分な準備と指示を行っておくことが重要であろう。中学生や高校生においては、それも生徒に考えさせるという学習活動も考えられよう。

③活動時の児童生徒の疑問への対応に関するもの

周到に準備をして臨んだとしても、天候や事故などによって状況が変化することは避けられない。また児童生徒側においても健康状態をはじめとする前提に変化が生じることも考えられる。その意味でも次の留意点の指摘は重要な気づきといえよう。

「質疑応答をする時間を設ける」

例えば集合・点呼時といったような、学習活動の境目となるタイミングで質疑の時間を設けることは有効であろう。事前準備の際には教員には考えの及ばなかった問題や課題に児童生徒が気付く可能性が低くないと思われる。また、そこから思わぬ新たな学びの機会が発生する可能性も考えられる。

(4) 引率教員の配置 (19)

引率する教員の配置について、次のような内容の記述がみられた。大きく分けて3つである。

○配置の位置に関するもの

○配置の人数に関するもの

○アクシデント時の配置に関するもの

①配置の位置に関するもの

教員の配置は児童生徒の安全に直結する。それにつ

いて大学生は理解しており、次のような留意点を示している。

「全グループが目の届く範囲にいるように教員の配置を工夫する」

安全を期すために、児童生徒の活動圏に教員を分散させ、結果として目の届くところに存在しているよう配置を工夫する、という内容である。「目の届く範囲」としてはある程度までの規模の施設が想定されていると思われるが、活動範囲によっては対応が不可能となることが予想される。よってこの留意点はすべての活動例に対応するものではない。

この点をうまく処理している記述に次のものがある。

「散策する範囲を事前に指定しておき、危険だと予想される地点に教員を配置する」

教員側が活動地において「目の届く範囲」を予め設定しておき、人員に応じて配置する、というものである。この方式ならば様々な環境や状況に対応できるであろう。その際の重要な要素が教員の人数であろう。

②配置の人数に関するもの

教員の人数によって配置の場所やその人数も変わっていく。

「各時間、2人引率していく」

といった記述が見られるが、引率教員は単にそこにおいて問題がないか見張っていればよい、というものではない。なによりもまず児童生徒の安全を確保できるものであるか、これを十分に検討して配置する必要がある。しかし一学年の人数にも限界がある。大学生にはこの点を、学校基本調査等の統計資料など現実のデータを踏まえて認識させ、検討させる必要があるだろう。

③アクシデント時の配置に関するもの

どのように事前の準備を行っても突発的な事態は発生する。しかしある程度予測のつくものもまた存在する。その一つが「遅刻」であろう。

「遅刻する生徒を副担任が車で待機する」

このような遅刻者への対応に関する類の留意点について、大学生の記述にはあまり見ることができない。そこからは、教員を目指す学生において、遅刻はさほど日常的といえる行為ではなかったという人物像が推察されるともいえる。ところが、現実的にはさほど珍しくない確率で見られる「アクシデント」であり、これについての検討は、教育現場においては当然ともいえる内容となっている。対応する人員だけでなく、どの時点まで対応するか。またそれらの取り決めについて、どのように児童生徒と保護者に周知し徹底してお

くのか。検討すべき事項は少なくない。大学生にはそのような「現実」とその対応について検討させるよう指導が必要であろう。

(5) 引率教員の活動(36)

配置された引率教員は、児童生徒の活動においてどのような留意が求められるのだろうか、引率教員の活動についての留意点の記述数は全体で3番目に記述数が多かった。それは次の3つに分けることができる。

○学習活動前

○当日学習活動時

○当日学習活動後

①学習活動前

児童生徒の現地での学習活動は、多くの場合は事前にグループ分けされた数名の小集団によって展開される。そこで、次のような留意事項が示されている。

「班単位でグループを分ける」

グループ分けは単に人数を揃えるだけではなく、教員はその集団に学びのユニットとしての意味と機能を付与しなくてはならない。そこにはこれまでの学級経営や授業運営、学級活動時の活動状況や集団における学びの内容や程度などの様々な要素によって、意図的な配置がなされる必要がある。たとえばこの段階でリーダーシップを経験させておきたい者や、当日の活動を通して日頃抱えている学校生活上の課題の解決に期待できる可能性のある者など、配慮すべき事項は千差万別といえよう。この記述からはそこまでの配慮は感じることができない。たとえ「好きな者同士」という指示であってもそのグループ分けにどのような意図があるのか、特別活動や総合的な学習としてのねらいを達成するにあたっての位置づけが確実になされる必要があることを、大学生には促す必要があるだろう。

児童生徒にグループ分けの指示や配慮を行いつつ、並行して遠足で赴く学習活動の施設等への報告・連絡・相談もまた不可欠な活動であろう。

「記念館と連絡をとりあう」

「事前にお寺に連絡をして昼食の場所を確保する」

「お弁当は施設を借りておく」

「事前にレストランを予約しておく」

といった留意事項も妥当なものである。特に昼食場所の確保は忘れてはならない確認事項の一つであろう。一般的に屋外での遠足においては広場や公園といった比較的開けた場所を利用しての昼食がなされるが、施設利用における許可など、事前に確認すべき重要事項である。そしてまた留意すべきが天候である。上記の

ような場所で降雨にあった場合、どこで昼食を摂るのか。その点に言及した記述は、

「雨天時はふれあいセンター内で食べる」

と明記していたひとつの班を除き、他には見られなかった。前稿でも指摘したように、このように「天候」という不確定要素を織り込んだ計画と配慮への気づきを促す指導もまた必要であることが考えられる。

②当日学習活動時

それぞれのグループが現地において期待される学習成果を挙げるために、教員は事前の準備を十全に済ませておくわけだが、当日はその営みを記録するという役割も場合によっては求められることになる。

「活動の際の様子を写真に収める」

児童生徒の学習の軌跡は、教科等の場合はノートや成果物といった手掛かりで残し、振り返ることが可能である。しかし特別活動においては、そのようなものはなかなか児童生徒個人の裁量の範疇においては残すことは儘ならないと思われる。そこで求められるのが、教員による学習活動の記録である。遠足などの行事においては「遠足のしおり」などを用いて各人の学習の記録を残すことも可能ではあるが、そこに活動中の画像や映像、音声等による記録を加えることで、事後の振り返り等に際してきわめて有用な手掛かりとして活用することが可能になると考えられる。

また、児童生徒の現地での活動を充実したものとするために、次のような留意事項が示されている。

「各グループをまわり状況を確認」

「しっかりと話を聴いているかを見る」

「手こずっている班には声をかける」

前述のように小集団として望ましい集団活動を実践しているのか、社会的に認められる範囲内で現地の関係者と関わることができているのか、期待する成果を挙げられるような活動が十分に行えているのか、教員は留意しつつ指導を加える必要がある。特に、「誰かがやってくれているから自分はやらなくてもなんとかなるだろう」という意識で参加している者への指導は不可欠である。にもかかわらず、この点への配慮が学生の記述にはさほど見ることができない。ワークシートの記述量や他の班員との関わりの質や量など、望ましい集団活動の実践に向けて教員が留意して指導すべき事項が多岐にわたることを、学生に気付かせる指導が必要と考えられる。

③当日学習活動後

当日の現地での学習活動を終える際には、旅行時における一般的な留意事項と同じく、活動した場所にご

みや汚れを残さないような配慮が求められる。

「活動後ごみを集めさせる指示」

これは昼食時をはじめとして、事前と活動現場において行う不可欠な実践の一つであろう。これも教員が指示するだけでなく、児童生徒がその事前の学習において自分たちに出来ることを考える中で、彼らの意見として自然に登場するようにファシリテートできることが望まれる。

そして、自身の財産や学習成果を失わないような留意事項も示されている。

「忘れ物・落し物がないかチェック」

これについてはダブルチェック、トリプルチェックとなるように、児童生徒を含んだ重層的なチェック体制を整えることが望ましい。これによって児童生徒における基本的な生活習慣の学びの一環として機能させることが可能となる。「必ず教員が行う」事項ではあるが、それを児童生徒の学びとするよう留意するように、大学生には伝えることが求められよう。

(6) 養護教諭関連 (3)

教員の配慮とはかかわりなく、体調を崩す者が出現する可能性は常に存在する。当然ながらそういった事態への留意点も示されることとなる。

「養護教諭は総合案内所付近で待つ」

「養護教諭は救急ボックスを持っておく」

養護教諭をはじめとする、危急の際の手続きや対応について、教員集団は事前に十分な検討を重ねることが求められるが、遠足当日の留意点についてもその配置や持参物、準備物等に関する留意点が挙げられている。この気づきは非常に重要なものといえる。しかしまた同時に、養護教諭やその持参物では対応できない状況となった場合について、どのようにするのかについても検討を促す必要があるだろう。近在の医院、病院、救急救命設備の場所や連絡先等の事前の確認について、児童生徒の健康と命を守るためには十全の準備と確実な手続きを忘れてはならないということを大学生には認識させる必要があるだろう。

(7) 食事の配慮 (アレルギー、ゴミ等) (22)

健康と命に関する留意点として、昼食をはじめとする「飲食」への配慮は特に重要な項目と考えられる。これについては次の4つの内容が見られた。

○アレルギーに関するもの

○会食の形態に関するもの

○持参する内容に関するもの

○食事後の片付けに関するもの

①アレルギーに関するもの

アレルギーに関する事項は生命直結するため、きわめて重要な記述内容といえる。

「アレルギーについては把握しておき、生徒それぞれで注意をする」

「昼食時、弁当のやりとりは禁止であることを伝える」

これらは学校教育においてこれまでも徹底されてきたことであろう。しかしあらためて遺漏なく指示をおこない、それが徹底されているか、留意し続けることが求められるであろう。

②会食の形態に関するもの

食事の際に、意図的に編成した集団内において構成員が摂食を行うことで、特別活動としての学びの伸張を期待する狙いがある。それが次のような留意点として示されている。

「班ごとに昼食をとるように指導する」

「班で食べるように促す」

「全員で集まって弁当を食べる」

「一人になる子がいないよう班で食べるようにさせる」

「一人で弁当を食べる生徒が出ないようにする」

食事の実施が班ごとなのか、全体なのかという点は、その遠足の目的や集団の状況等によって選択されるべきであろう。また、「一人になる子がいないよう」「一人で弁当を食べる生徒が出ないように」といったような配慮も理想ではあるが、現実的には個別に配慮が必要な者も考えられる。そのため、教師教育においては柔軟な対応についての学生の気づきを促す指導も求められるであろう。

③持参する内容に関するもの

食事に関連して、どのような「食事」を持参させるか、その留意点についての記述も見られる。

「教師も生徒も各々で作った手作り弁当を持参する」

「おかし禁止」

手作り弁当については、前項と同様に様々な事情を背景とする児童生徒が存在する可能性があるため、十分な配慮が求められる項目である。また、菓子類に関しては学校や学年ごとに様々な見解があるものと思われる。いずれにせよ、禁止する場合にはなぜそのような措置をとるのか、十分な説明が必要であろう。

④食事後の片付けに関するもの

そして、食事を終えたあとにもまた、重要な学びが存在する。

「自分で出したごみを持ち帰らせるようにする」

ごみに関する留意事項は、「引率教員の活動」においても当日学習活動後の留意点として既に示しているが、あえてここでも取り上げるのは、各活動のなかでも突出してごみの量と種類が多く発生することが想定される活動であるからである。中には分別が求められるものもあるだろう。持ち帰る場合はともかく、訪問先で処理を依頼するような場合には、当該自治体において示される分別方法に沿って処理を行う必要がある。しかしまたそれも社会科などをはじめとする教科横断的、総合的な学びの糸口とすることも可能であろう。基本的生活習慣の獲得のみならず、学びの手掛かりがこのようなところにも存在していることを大学生には認識させる必要がある。

なお、水分補給に関する記述は見られなかった。これは本実践が10月から3月にかけての期間になされたことによるものと考えられる。しかしその場合でも、水分補給の重要性を大学生に認知させるための指導は必要と思われる。

(8) トイレ (5)

こまめな水分補給に続いては、適切な排泄が行われるための配慮が求められることになる。

「トイレの箇所を確認する」

「トイレに行ったりする時間をとる」

トイレの場所やタイミングの確保は特別活動においてはきわめて重要である。それが学外における活動の場合には、いっそうの配慮が必要なのは言うまでもないであろう。しかしその重要性に気付いている学生は少なく、記述も多くは見られない。学校という、集団で学習する環境が整えられ、特定の時間に多人数が同時に利用することが想定されている施設とは違って、一般にはそれだけの設備が整っていないことに、学生の多くが気付いていないことが伺える。特に特別活動などと親和性の高い野外の一般施設は、事前に十分な利用計画を立てておかないことには対応に苦慮する事態を招くであろう。この点への気づきを学生に促す必要がある。

(9) 記念撮影 (3)

興味深かったのは、「撮影」「記念撮影」への言及が見られたことである。前述の「引率教員の活動」を含めて分類すると、その内容は次の2つに分類されるであろう。

○学習活動時の撮影

○集団での記念撮影

学習活動時の撮影については既述してあるが、

「写真を撮り、振り返りにつなげる」

「生徒の活動写真を撮影する」

といったように、小集団における学習活動の記録として示されていた。しかしここでいう「記念撮影」は、

「クラスごとに記念撮影をする」

という記述に示されるように、学級集団を対象とした撮影のことである。

記念撮影とは何か。記念とは、「思い出となるように残しておくこと」(明鏡国語辞典 第一版)である。ではどのような「思い出」を残そうとしているのか。それは、学びの集団の一員として過ごし、業を成し遂げたという事実である。その証拠となる重要なもの、つまり「学習の記録」の中でも特に特別活動の学びの成果を示すものとして重要なものが、この記念撮影から得られた集合写真だといえる。この集団の一員として集団での学びを果たした、というあかしを残すための、学習活動の一環として、「記念撮影」を位置づけることができる。

(10) おわりの会の実施 (4)

記念撮影を含む各種の学習活動の予定が進んでいき、当日に予定されていた学習活動の最後となるものが、「おわりの会」「解散式」などの名称で示されるものである。内容はさまざまであるが、

○生徒代表によるその日の総括

○引率教員によるその日の総括

○引率教員による事後学習に関する指示

○引率教員による諸注意

といったものが主となることであろう。

なお、ここで重要なことは、「はじめの会」との整合である。「はじめの会」「出発式」で示された「遠足の目的」及び「注意事項」が、「おわりの会」「解散式」において、どの程度達成もしくは遵守されていたのか、「総括」のなかで確実に評価を行うことが求められる。これにより参加児童生徒は、自身が所属する集団の現状と課題を把握し、次なる成長にむけての構えを整えることが可能になる。しかしながら、「はじめの会」等を活動内容として挙げた計画が7つの班からあったにもかかわらず、「おわりの会」等を示した計画はその半分程度の4つの班に過ぎなかった。特別活動及び総合的な学習の時間における「目標」と「評価」の重要性とその実践に関して、儀式的行事のねらいとその関連を含めて大学生の認識をいっそう深めるための働きか

けが求められるであろう。

(11) 解散後の配慮 (10)

おわりの会も修了して帰宅の途につく児童生徒に対しても、その途上の安全への配慮として留意点が示されていた。

「解散後の交通安全の徹底」

「下校指導を行う」

などの記述によって、解散後も引き続き教員は安全確保のための配慮を加えることが述べられる。その具体的措置として、次のような内容が示されている。

「帰宅迄の手段を把握しておく」

「事前に帰る手段を確認しておき、最後までしっかりと送り出す」

「生徒の下校手段を確認し見届ける」

「最後まで気を付けて帰るように言う」

ここでは次の3つの点が指摘されている。

a. 児童生徒の帰宅手段の把握

b. 注意喚起を企図する指導

c. 下校する姿の見届け

このうち特筆すべきは、多くの班が「注意喚起を企図する指導」として、「家に帰るまでが遠足」という文言を示していたことである。学校文化に特有の言い回しとして人口に膾炙したこのフレーズであるが、それはまたそれだけ重要な価値を含んでいることを示唆するものでもある。遠足が特別活動の学習活動としてあるならば、「家に帰るまで」の学びは特別活動の学びのどこに位置するのであろうか。そのもっとも重きをおくところは、健康安全・体育的行事としての学びであろう。「事件や事故災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得」(文部科学省,2018,p.122)を目指す活動として、この帰宅という「家に帰るまでの遠足」が機能するのである。このことについて、「家に帰るまでが遠足」の文言を単なる「お約束」「お題目」として捉えている大学生がいるとするならば、その認識を修正させるための働きかけが必要であると考えられる。

この「帰宅」においては当然ながら移動中のマナーの営みなどが含まれている。それらを含めた、遠足という学習活動の全体に存在するマナー、エチケット、礼儀作法といったような学習内容についても、次のように留意点として示されている。

(12) マナー・エチケット等の記述 (19)

マナー等に関する留意点の記述内容については、次

の4つに分けられる。

- 事前のマナー指導に関するもの
- 移動中の公共交通機関でのマナーに関するもの
- 移動先でのマナーに関するもの
- 教員のマナー指導に関するもの

①一般的なマナーの確認に関するもの

まず、マナー全般に関する記述である。

「マナーの確認」

「公共のルールを確認する（広がらない、並び方など）」

児童生徒が活動中に留意すべきマナー等に関して、あらかじめその内容を確認すべきとするものである。これについては、現実の社会では実践すべき「マナー」が際限なく存在するので、いずれを重点化させるべきかを引率教員で統一した見解を設定しておくことが求められる。

②移動中の公共交通機関でのマナーに関するもの

続いては移動における公共交通機関利用時のマナーである。

「交通マナーを守る」

「乗り物内でのマナーを守らせる」

「公共交通機関のマナーを守らせる」

「公共交通機関を利用する際のマナーを周知するという、いささか具体性を欠くものもあれば、

「移動中に一般の方々に迷惑をかけないように予めマナーを指導しておく」

といったように、配慮の対象を示したものもあった。そしてまた、次のように「バス」「電車」といった具体的な機関名を挙げたものも見られた。

「バス内でのマナー指導」

「電車でのマナーについて考えて過ごすよう声をかける」

「バス、電車の公共交通機関をマナーを守って利用できるように生徒に指導する」

そして、

「電車内でのマナーの配慮、資料館でのマナーの注意」

といった形で、公共交通機関を用いて移動した先の施設でのマナーに関する記述も見られた。

③移動先でのマナーに関するもの

移動先でのマナーに関しては、

「館内でのマナーを守らせる」

というように、ある特定の施設内でのマナーを挙げたものや、

「施設の人や町の人へのマナー」

というように、その施設の関係者と施設が存在する地域の人々へのマナーに関する記述も見られた。

しかしその内容は具体性を欠いており、どのようなマナーの指導を重点化すべきか、といった留意点は示されていない。

マナーの指導はあらゆる対外的な学習活動において存在する。それに対応するためには、事前に児童生徒におけるマナーの学びに関する学習内容の精選と、その指導の共通理解と徹底を行うことが教員には求められるだろう。

④教員のマナー指導に関するもの

この教員のマナー指導については、次のような記述が見られる。

「生徒の行先で待機し安全、マナーの面で指導」

このように事前に精選したマナーの内容について、現地における実地での指導を行うことで、特別活動や道徳教育などの横断的な学びを果たすことが可能となる。

2. 考察

以上のような学生による「留意点」の記述内容から得られた知見を基に、教師教育の対象である学生の指導における課題と方策の抽出を試みる。

(1) 社会通念と大学生の観念の乖離への指導

時間を守ることに関する「留意点」の検討から、現実社会における時間管理の通念と、大学生におけるそれとの乖離が伺えた。このことから、学生における学校行事への意識を、イベントとしての「楽しみ」から「目的を持った学びの活動」へとシフトさせる必要があることがわかった。教師教育において、学習指導要領の理解の徹底などを通して、それについて認識を深めるための指導が必要と考えられる。

(2) 確かな知識と技能の獲得への指導

I C Tに関する各種端末の操作に関する知識や技能、また教科及び領域を横断する広範の知識の獲得は、児童生徒の充実した学習を担保し得る指導の全般において望まれる、教員における喫緊の課題であるといえる。そのためには進展する機器や情報を有用なものとして扱うべく不断の努力が求められるが、その前提となる意識のありかたがひとつの課題となる。児童生徒の学習活動に資する知識を「雑学」としてくくるような意識と態度ではなく、そのすべてが横断的な学びを統合するための要素として機能する可能性を有するもので

あることを、意識させることが求められる。

(3) 学習活動の価値づけに関する指導

活動時のグループ分けを行う背景にはどのような意図が存在するのか、特別活動や総合的な学習としてのねらいを達成するにあたっての位置づけが確実になされる必要があることを、大学生には促す必要がある。それぞれの営みの背景には必ず指導上の意図が存在することについて、その価値づけのための指導を教師教育において行うことが不可欠と考えられる。そのためには、児童生徒の学習活動をいったん要素ごとに分解して、それぞれの価値を確認する作業などの実施が考えられる。

(4) 児童生徒による自治的取り組みに関する指導

忘れ物や落し物がないかを児童生徒にチェックさせるなど、自治的な取り組みをもって児童生徒に基本的な生活習慣の学びを深めさせるような指導について、大学生に考えさせるような指導が必要と思われる。

(5) 理想と現実のギャップを自覚させる指導

教員の配置や集団における児童生徒の活動などに際して、たとえば遠足の食事で「一人になる子がいないよう」という全体への指導も大切である。しかしながら、同時にまた個別に配慮が必要な者の存在も考慮せねばならないなど、理想と現実の間にはギャップが存在する。その点について検討を促す指導が必要と思われる。

(6) 計画と実際の差異の存在を気付かせる指導

トイレに代表されるように、学校という、集団での学習活動に特化した施設と、学校外における同種の施設には、機能的な部分に大きな差異が存在する。これについても検討を促す指導が必要と思われる。

(7) 活動の目標と評価の重要性に気付かせる指導

特別活動及び総合的な学習の時間における「目標」と「評価」の重要性とその実践に関して、儀式的行事のねらいとその関連を含めて大学生の認識をいっそう深めるための働きかけが求められると思われる。

おわりに

特別活動と総合的な学習の時間について、2つの領域の学びを1つの活動として実施するアクティブラーニング型の授業のカリキュラムを開発して試行し、教

師を目指す大学生に対してグループごとに特別活動の遠足計画と総合的な学習の時間の単位における学習指導案を作成する学習活動を行わせ、そこで得られた学習成果物としての計画表と学習指導案からそれぞれ「教員の留意する点」を抽出し、その記述内容を検討して開発した授業における指導上の課題と方策について考察した。本稿はその後半となるものである。

その結果として、次の7種の指導内容を手掛かりとした学生への指導に関する課題と指導の方策を示すことができた。

(1) 社会通念と大学生の観念の乖離への指導。(2) 確かな知識と技能の獲得への指導。(3) 学習活動の価値づけに関する指導。(4) 児童生徒による自治的取り組みに関する指導。(5) 理想と現実のギャップを自覚させる指導。(6) 計画と実際の差異の存在を気付かせる指導。(7) 活動の目標と評価の重要性に気付かせる指導。

以上の結果と、先に得られた前半の10項目の留意点の検討から得られた結果とを併せて今後の学生指導に活用することで、より充実した教師教育の展開が望めることが考えられる。

引用・参考文献

- 柴崎直人「教師教育における「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」の授業開発(1) —関係機関の動向から見るシラバス策定の方向性—」, 岐阜大学教育学部研究報告 教育実践研究・教師教育研究 20,2018,pp.159-168
- 柴崎直人「教師教育における『特別活動及び総合的な学習の時間の指導法』のカリキュラム開発研究(6) —「留意点」にみる課題と方策(1)—」, 岐阜大学カリキュラム開発研究第37巻第2号,2021)
- 文部科学省『生徒指導提要』,教育図書,2010
- 文部科学省『小学校学習指導要領解説 特別活動編』, 東洋館出版社,2018
- 文部科学省『中学校学習指導要領解説 特別活動編』, 東山書房,2018